

原案に対する修正案

施策名	原案	修正案	備考
第2 計画の基本指標	<p>1 人口 (1)総人口 (タイトル・9行目)</p> <hr/> <p>(1)総人口 … その後、南部地域では、震災復興にあわせ、中高層マンションなど多くの住宅が供給されました。また、北部地域では、宅地開発による住宅の供給が行われました。こうした住宅の供給により、本市の人口は、震災前の数字を大きく上回り、平成12年(2000年)の国勢調査では44万人、平成17年(2005年)の国勢調査では47万人まで増加しています。</p>	<p>(1)人口の動向 … 震災後、南部地域では、震災復興にあわせ、中高層マンションなど多くの住宅が供給されました。また、北部地域では、宅地開発による住宅の供給が行われました。こうした住宅の供給により、転入数が転出数を上回るようになり、また、若い世代の増加に伴い出生数も増加しました。その結果、本市の人口は、震災前の数字を大きく上回り、平成12年(2000年)の国勢調査では約44万人、平成17年(2005年)の国勢調査では約47万人まで増加しています。</p>	
	<p>1 人口 (2)人口動態</p> <hr/> <p><u>本市の自然動態は、平成14年度をピークに減少傾向をみせましたが、平成17年度を底に再び増加に転じており、平成19年度には出生数が5,000人を超えるなど、今後もしばらくは増加傾向が続くことが見込まれます。</u> <u>一方、社会動態についても、震災後の大幅な転入超過の時期に比べると、近年はやや落ち着きを見せているものの、以前として、転入が転出を上回る状態が続いています。</u></p>	<p>段落削除</p>	
	<p>1 人口 (2)人口動態 図表</p> <hr/> <p>自然動態：(平成13～平成19) 社会動態：(平成13～平成19)</p>	<p>人口の推移(国勢調査人口)：(昭和30～平成17) 自然動態(出生・死亡)数と出生率：(昭和43～平成19) 社会動態(転入・転出数)：(昭和43～平成19)</p>	
	<p>(3)将来人口の推計</p> <hr/> <p>(3)将来人口の推計</p>	<p>(2)将来人口の推計</p>	

原案に対する修正案

施策名	原案	修正案	備考
	<p>(3)将来人口の推計)総人口</p> <hr/> <p>コーホート要因法()に基づく推計の結果、本計画の目標年度である平成30年度(2018年度)における本市の人口は、概ね509,000人が予測されています。</p>	<p>コーホート要因法()に基づく推計の結果、本計画の目標年度である平成30年度(2018年度)における本市の人口は、概ね509,000人が予測されています。 <u>なお、今後の経済状況等によっては、住宅供給の傾向に変動が出て、転入・転出等の傾向が変わることも考えられます。</u></p>	
	<p>(3)将来人口の推計)年齢構成 (5行目)</p> <hr/> <p>しかし、全国的にみられる少子高齢化の流れは、本市においても例外ではなく、今回の推計結果によると、<u>本計画の目標年度である平成30年度(2018年度)には、高齢化率が20%を超えることが見込まれています。</u></p>	<p>しかし、全国的にみられる少子高齢化の流れは、本市においても例外ではなく、今回の推計結果によると、<u>年少人口については、平成24年をピークにその後減少し、高齢者人口については本計画の目標年度である平成30年度(2018年度)には、その割合が20%を超えることが見込まれます。</u></p>	
	<p>2 経済指標 (4行目)</p> <hr/> <p>しかしながら、<u>長い不況からようやく回復を示したとはいえ、近年の物価高による個人消費の落ち込みなど、わが国経済の不安定要因が解消されたわけではなく、本市の経済においても大きな成長が見込める状況ではありません。</u></p>	<p>しかしながら、<u>世界経済が減速するなかで、景気後退の動きが続くとみられ、また、世界的な金融危機の深刻化などにより、景気の状態がさらに厳しいものとなる可能性もあるなど、本市の経済においても大きな成長が見込める状況ではありません。</u></p>	

原案に対する修正案

施策名	原案	修正案	備考
	<p>追加</p> <hr/> <p>無し</p>	<p>3 財政</p> <p>計画の財政的な枠組みとして、今後10年間に道路や建物の建設といったいわゆる投資的事業などに充てることのできる一般財源(普通会計ベース)は約915億円と予測しています。</p> <p>これは、長期的な予測に最も適している計量経済学的手法を用い、平成30年度の人口を509,000人、GDP名目成長率を1.5%として予測したものです。</p> <p>しかしながら、平成20年10月現在の経済状況は、世界的な金融危機に引き続き、実体経済にもその影響が及び出し、景気の先行きは予断を許さないものとなっています。こうした状況を考えた場合、計画に掲げた事業・施策の全部を実施することが困難な状況も予測されます。</p> <p>このため、人、物、金といった経営資源を重点的かつ効率的に配分する行政経営改革などを進めるとともに、積み上げ方式による3～5年の短期的な財政収支見込を踏まえながら、適切な財政運営に努めます。</p>	
第3 市民の意識	<p>2 定住意識</p> <hr/> <p>全市的にみると、「現在の場所にこのまま住みたい」とする人の割合は63.5%となっています。地域別では、本庁北地区が最も高く(67.1%)、塩瀬地区が最も低い結果となっています(54.8%)。</p>	<p>「現在の場所にこのまま住みたい」という人の割合は63.5%となっており、これは、第3次総合計画策定時(平成9年度)に行った調査(61.8%)とほぼ同じ結果となっています。また、理由として、南部地域では「交通や買い物など普段の生活の利便さ」が、北部地域では「自然や住宅事情が良好」が多く選択されており、地域性に違いが見られます。</p>	
	<p>2 定住意識 図表</p> <hr/> <p>定住希望比率(地域別)</p>	<p>定住希望比率(地域別) 住みたい理由(地域別)</p>	

原案に対する修正案

施策名	原案	修正案	備考
第4 都市空間整備の基本的な方向	追加 ----- 無し	3 土地利用の基本方針 誰もが快適、安全に暮らせる都市の実現に向け、適切に土地利用を誘導します。 本市の恵まれた都市環境や自然環境を今後も維持、向上させ、快適な市民生活と活気に満ちた都市活動が営まれるよう、市民、事業者、行政の協働を基本として、都市計画の土地利用制度や地区計画等の活用に努めます。 市街化区域については、既存の保有資産を有効に活用し、住宅、商業、工業等の適正な配分のもと土地利用を誘導し、それぞれの地域の良い環境の維持、向上に努めます。 市街化調整区域については、新たな市街地の拡大を防止し、貴重な自然緑地等として保全に努めるとともに、既存集落について市街化調整区域の指定を基本に地域の健全な発展に向けた取り組みの調整を進めます。	
第5 重点プロジェクト	重点プロジェクト ----- 前文 1 公共施設の耐震化 2 多世代ふれあい事業 3 環境問題への取り組み 4 市民ふれあいの森の整備 5 スポーツ施設の整備 6 ウォーターフロントの整備	全削除	
第5と第6の間	追加 ----- 無し 追加 ----- 無し	第5 事業・施策の実施 基本計画を推進していくにあたっては、次の点に配慮して進めていくこととします。 (1) 学校、集会施設、庁舎などの公共施設について、概ね平成27年度までに耐震改修を行う。	

原案に対する修正案

施策名	原案	修正案	備考
	追加		
	無し	(2) 児童急増対策として、小学校の増改築を行う。	
	追加		
	無し	(3) 基本目標である「ふれあい 感動」を進める取り組み()を行う。	
	追加		
	無し	(4) 建物、道路などの公共施設の保有資産について、今後さらに有効に活用できるよう、計画的な維持補修を行う。	
	追加		
	無し	(5) 教育、保健・医療・福祉、環境に関する事業・施策について、緊急性を勘案しながら、可能な限り財源を配分する。 ただし、将来の財政を見通すことは極めて難しい状況にあるため、基本計画の事業・施策の実施にあたっては、直近の財政状況を踏まえ、毎年見直しを行う3ヵ年の実施計画及び予算編成の中で、事業・施策の取捨選択など必要な調整を図りながら、計画の推進に努めます。	
	追加		
	無し	「ふれあい 感動」を進める取り組みとしては、次の方向性を考えています。	
	追加		
	無し	多世代ふれあいの推進 少子高齢化や核家族化の進行、市民意識の多様化などにより、人と人とのつながりが希薄化しています。多様なふれあいは、人の心を和ませ、人と人とのつながりを促し、互いに支えあい、心かよう地域社会をもたらします。 そこで、子どもとお年寄り、あるいは若者とお年寄りなど、多世代のふれあい交流を促進する取り組みを進めます。	

原案に対する修正案

施策名	原案	修正案	備考
	追加		
	無し	<p><u>緑の空間の創出</u> 市民が、憩い、語り合い、スポーツ活動に親しむなど豊かな市民生活が享受することは、市民の心身の健康に寄与するとともに、生き生きとした活気のある地域社会の実現につながります。 そこで、市民生活に憩いとうるおいを与える緑の空間やスポーツ活動の場の創出に取り組みます。</p>	
	追加	<p><u>親水空間の創出</u> ウォーターフロントは、陸と海が出会う場であり、内陸部にはない魅力を持った空間で、まちの活性化を促し、都市イメージの向上を図る上で大切な役割を果たす空間です。 そこで、市民が気軽に海とふれあえる空間として、回遊性と親水性に富んだ空間の創出に取り組みます。</p>	
第6 基本計画の見直し	追加		
	無し	<p><u>環境問題の取り組み</u> 身近なことから地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模にまで広がりを見せる環境問題のためには、あらゆる場や機会環境学習や保全活動を展開することが必要です。 そこで、子どもたちをはじめ市民一人ひとりが身近な場所で環境の大切さを認識し、自主的に環境学習や保全活動を行う契機となり、さらに、地球温暖化防止に資するよう、公共施設における自然エネルギー等の活用を進めます。</p>	
第6 基本計画の見直し	基本計画の見直し		
	<p><u>計画の中間年度(平成25年度)において、社会経済情勢の変化や施策の大綱に基づく各施策の進捗状況などを検証し、基本計画の内容について必要な見直しを行います。</u></p>	全削除	
第7 部門別計画	タイトル		
	第7 部門別計画	第6 部門別計画	

原案に対する修正案

施策名	原案	修正案	備考
	<p>前文</p> <hr/> <p>本計画に掲げるそれぞれの施策を具体化するために、各種の部門別計画が策定されています。 これらの計画は、施策の基本方針にそって、本計画を補完し、推進していくものです。 施策の基本方針ごとに策定されている主な部門別計画は、次のとおりです。</p>	<p>市政の推進にあたっては、この計画及び各部局の部門別計画が一体となって計画的な行政を進めます。 この計画と部門別計画は、相互に補完・連携の関係にあり、部門別計画では、市が実施する事業を網羅的に詳しく位置付けています。 施策の大綱ごとに策定されている主な部門別計画は、次のとおりです。</p>	
	<p>(1)いきがい・つながり</p> <hr/> <p>「人権教育のための国連10年」西宮市行動計画 計画期間 平成12年4月～平成21年3月</p>	<p>西宮市人権教育・啓発に関する基本計画 計画期間 平成21年4月～平成30年3月</p>	